

AJELC Newsletter



第63号 2022年5月15日

		---目次---			
巻頭言	藤吉 大介	1	第 79 回例会報告	上野 舞斗	9
会長つれづれ考	小川 貴宏	2		吉野 康子・鈴木 誠	10
第 78 回例会報告	小西 瑛子	5		小室 夕里	12
	瀬上 和典	6	事務局だより		14
	橋本 ヒロ子	7			

高校新教科書における反戦・平和題材

藤吉 大介

この4月より、新学習指導要領に基づいた「英語コミュニケーションI」(以下、英コI)がスタートした。英コIは、特に「話す・書く」などの言語活動がこれまで適切に行われていないことなどの課題を踏まえ、「聞くこと」、「読むこと」、「話すこと[やりとり]」、「話すこと[発表]」、「書くこと」の4技能5領域の総合的な指導を行う科目として設定された必修科目である。ことばはコミュニケーションの手段であり、そのための技術・技能教育は大切である。しかし、同時に、学校教育におけることばの教育は、人間教育の側面も忘れてはならない。なぜなら、教育の目的は、教育基本法第1条にあるように、「人格の完成」を目指し「平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民」

の育成を行うことだからである。その際に重要なものが題材である。何を「聞き」、「読み」、「話し」、「書く」のかということだ。人間教育に係わる題材は多岐にわたるが、「反戦・平和題材」は代表的なものの一つと言えるであろう。戦争は「反人間教育」の最たるものだからである。筆者は、高校の英語検定教科書の反戦・平和題材について、2003年以降分析と考察をしてきた。そこで、本稿では新教科書英コIにおける反戦・平和題材を概観してみたい。

英コI教科書は24点出版されている。前年度まで使用されていたコミュニケーション英語I(以下、コ英I)教科書は、26点出版された。英コIで反戦・平和題材を持つ教科書数及び題材数は、13点(54.2%)15種類(5.6%)であった。コ英Iの反戦・平和題材

を持つ教科書数及び題材数は 16 点 (61.5%)26 種類(8.2%)であるから、教科書の点数も減っているが、反戦・平和題材を扱う教科書数もそれに比例して減っている。また、かつてよく扱われていた「原爆」をテーマとする題材は減少しており、2003 年度から使用された教科書に一番多かった「地雷」がテーマの題材は、英コ I には一つもなかった。これは、英語教科書は取り上げる題材の「現代性」も重視しているためである。しかし、反戦・平和題材の掲載の割合は半数を超えており、筆者の分析の視点である「題材の持つ〈強度〉(内容が生徒に与える適切な刺激)」も強まっている傾向にあった。これは、教科書製作者が反戦・平和題材を「現代に必要な題材」とみなしているからであろう。反戦・平和題材に「現代性」があると

いうのは悲しいことであるが、現実である。

反戦・平和題材の掲載自体が無ければ、生徒は反戦・平和について思考したり、4 技能 5 領域の活動をしたりすることができない。教員による投げ込み教材という方法もあるが、年間の指導計画も決まっている中で、他教員との連携や日常の多忙を考慮に入れると現実的とは言えない。よって、反戦・平和題材は、各教科書に 1 課はあると望ましい。幸いにも筆者が今年度に扱う英コ I の教科書には、反戦・平和題材が掲載されている。現実の世界情勢なども視野に入れつつ、適切に題材を扱うよう教材研究をして、授業に臨みたいと考えている。

(東京実業高等学校教諭)

会長つれづれ考

ロシアのウクライナ軍事侵攻で思うこと

小川 貴宏

2022 年 2 月 24 日、ロシアが主権国家であるウクライナへの軍事侵攻を開始した。ウクライナ国土への一方的な侵略、そして許しがたい殺戮・破壊行為は 2 か月以上経った今でも止むことはない。Web 上の情報によると、5 月 10 日の時点で死者数は最低でも 4.6 万人、4,300 万人の人口を抱えるウクライナ内外への避難民の数は 1,300 万人近く、2,000 以上の建物が倒壊し、物的損害はおよそ 6 千億ドル (\$1 = 130 円として 78 兆円)におよぶという。さらに、ロシア兵によるウクライナの一般の人々への残虐行為

や(性的なものも含めた)暴行、さらにはロシアによるウクライナの小麦等作物や物資の大量略奪もニュースで報じられるところである。

戦争というものはあまりに理不尽なものである。両国は停戦協議の場を模索しているというが、もちろん私自身も 1 日でも早い終結を願ってはいるものの、私からすれば何が「停戦合意」か、と思う。本来なら、国であろうが個人であろうが、他人に損害を与えた場合はそれに対して誠意を尽くし、できるかぎりそれを償うのが人の道理であ

る。ロシアが一方的にウクライナを侵略・攻撃したのであるから、ロシア側はただちに侵略行為をやめ、これまでウクライナに対して与えた人的・物的被害は何を置いても補償すべきところである。それでも、失われたウクライナ人の命はロシアがいくらお金を払っても償いきれるものではない。ところが、ロシア・ウクライナ間の「停戦交渉」に関して言えば、ロシア側が「俺の言うことをきけば攻撃をやめてやる」という論理なのである。また、歴史上多くの戦争において、負けた側は勝った側に対して莫大な賠償金を支払わされる。これは負けた側が戦争を仕掛けた場合は意味がある場合もあるが、そうとは限らない場合も多いのではない。ただただ「腕っぷしが強い方が正義」という狂った論理だと思う。

ロシアにしてみれば、ウクライナは旧ソ連邦の一部であり、往時はいわばモスクワの支配下にあった（モスクワが意のままにできた）地域だ。それはバルト三国も同じであり、旧東欧諸国もソビエト連邦の外にあったものの、同じような状況だった。1968年の「プラハの春」とそれを受けてのソ連軍主導、ワルシャワ条約機構軍のチェコスロバキア侵攻（「チェコ事件」）も当時の国際情勢からすれば（許しがたいが）当然の成り行きだった。それが旧東側諸国の民主化やソ連邦の崩壊によって、そうしたロシアの「属国たち」が次々と西側に接近していく様子は、自分をツァー（ロシア皇帝）だと考えている現在のロシアの某指導者からすれば耐え難いことなのだろう。だからといって、自分の支配欲を満たし、自国の富を肥やすために一方的に無数の罪もないウクライナの人々の生活や命を奪っていいはずはな

い。某指導者はなぜそうした国々が自分から離れていったかをよくよく考えるべきである。私は毎日ニュースで現ロシアの指導者の無表情な顔を見るたびに、はらわたが煮えくり返る思いがする。人間は1人の人でさえ傷つけたり、命を奪うことは許されない。ところが、一人の人間の指示による無慈悲な大量虐殺を今の国際社会は止められないのである。もとより、ロシアを含む常任理事国の「拒否権」を設定している国連はあまりにも無力である。

戦争や軍事侵略は仕掛けた方の国民にも苦しみを与える。ロシア国内では、物価上昇や失業で国民は苦難を強いられ、またウクライナで命を落としたロシア軍兵士も数多い。ロシア国内で政権や今回の侵略を批判するものは、容赦なく拘束されている。先の太平洋戦争では国民は戦中戦後に極端な窮乏生活を強いられ、徴兵された人々は無謀な軍事作戦で犬死を強いられた。沖縄戦や本土空襲、果てには広島・長崎への原爆投下でも多くのかげがえのない命が失われた。戦争が引き起こされることによって、だれも幸せにならないのである。

これまで第2次大戦後に人類は懲りずに多くの戦争を起こしてきたが、我々はなぜか今回のロシアによるウクライナ侵攻で今までになく軍事行為の残虐さに目を向けさせられている気がする。私はもちろん太平洋戦争は体験していないし、ベトナム戦争も泥沼の末の終結（1975年）がまだ子供のころだったため、あまりリアルタイムでの意識や記憶はない。おそらく戦争がテレビ等の生々しい映像で毎日その戦況を報道されるようになったのは湾岸戦争の頃からかもしれないが、なぜか私自身「米国による

正義のための戦争」という意識を持たせられて今までの数々の戦争の多くを傍観していたのかもしれない。一方、今回のウクライナ侵攻は、罪もないウクライナの国民や国土が蹂躪されているという意識で日々憤りを感じている。ただ、戦争や侵略行為はいかなるものでも「正義」や「正当性」はなく、人類はどんな大義名分があっても絶対これをしてはならないと強く思う。

今回のロシアのウクライナ侵攻により、改めて戦争や軍事侵略行為についてその理

不尽さを考えさせられた。私は今年度前期に「マスメディア英語Ⅰ」、後期に「メディアで学ぶ英語と文化」「マスメディア英語Ⅱ」を担当しており、今年もジャパントイムズ社説集の訳注を分担する予定であるが、無力な私もそうした機会を通じて上に書いてきたようなことを少しでも伝えていければと思っている。

(成蹊大学教授)

第 78 回定例研究会報告

2021 年 12 月 11 日(土) 14:30 – 17:00

於：Zoom ミーティング

研究発表

質と量は両立するのか

小西 瑛子

英語のみならず、どの言語でも語彙が重要だということはもはや言うまでもないことである。それを念頭に置き、これまで英語が苦手な学習者の語彙数把握、単語のどの側面を習得しているのか(品詞別)、語彙数と文法理解の関係などについてこれまで研究を重ねてきた。

その中で、語彙数(意味)があれば、中身(形態や用法)も伴うものだろうか?もし関係があるならば、どのレベルで指導を行うのが一番効果的なのか?ということに関して疑問がわいてきた。そこで、今回は実験的に以下の二つに関して調査を行うこととした。Research Question は以下の二つである。①「意味」の量があれば、「用法」と「形態」も習得されているのか。②また、「意味」の量により、お互いの関係に変化は生まれるのか。

使用したテストはいわゆる「望月テスト」と呼ばれる、日本人向けに開発された語彙サイズテストと、筆者が品詞の深さを調べるために使用したテストをアレンジしたものである。1000Lv-8000Lvがあり、各レベル30問で、今回は1000Lv-7000Lvを使用した。また、品詞テストは最大40点で、

同種の単語(品詞)を選べるか、適切な形態の単語を選択できるかを判断するものである。使用した品詞は名詞、動詞、形容詞、副詞の主要四品詞で、各品詞均等に分布している。意味を無視することはできないが、形式や用法から判断する必要がある問題となっている。

日本人大学生1-2年生247人で、そのうち2回テストを受けていないものを除いた220人を有効人数として採用した。この中に、英語を専攻としている者はおらず、英語の実力はTOEICの600点以上の学生から、中学英語も苦手な学生まで非常に多岐にわたる。一部、TOEICを授業内で取り入れた授業を受けている学生がいるが、今回は排除しなかった。

その結果、平均語彙サイズは4129.09、SDは1306.17となった。このことから分布に幅があることがわかる。また、品詞テストは平均が30.46、SDは7.25となった。また、双方のテストの相関は $R = .65, p < .01$ となった。

結果の分析から、全体的に見れば「意味」の蓄積があれば、「用法」と「形態」も習得されている傾向がややあるといえる。ただ

し、強いとは言えない。また、「意味」の量により相関に変化は生まれるのか、という研究課題に関しては、語彙量による変化はある、という結果は出たものの、上位に行けば行くほど相関がなくなり、5000以上の語彙を持つものはついにマイナスとなった。

上記のことから、質の部分を知る方法を新たに考える必要があると思われる。また不可思議な結果が出ていることから、意図したものとは異なるものを調べていた可能性があるため、新たな方法を模索したい。

(常磐大学助教)

研究発表

ニューラル機械翻訳と既存の英語教育の継続性

瀬上 和典

2010年代にニューラル機械翻訳が登場して、手軽に誰でも使用できる機械翻訳の精度が飛躍的に向上した。その影響を受けて英語教育業界では、「機械翻訳があるのにどうして英語を学ぶ必要があるのか」という声が上がりはじめた。この問題提起を受けて、英語教育はこれまでとは異なる意義やあり方を模索する必要性が出てきている。

この問題に答える方策として、たとえば教養教育としての外国語学習に活路を見出そうという意見が研究者の間から出ている。一方で「機械翻訳の精度が上がっているのだから英語必修化をやめる」という意見も可能だろう。しかし、機械翻訳を巡っては、三つ目の方策として「機械翻訳の使用を前提とした外国語学習」が挙げられる。

実際に、大学生の学業における機械翻訳の使用率を調べた調査によれば、たとえ機械翻訳の使用が禁止されている場合でもますます多くの学生が機械翻訳を使用するようになってきている。外国語学習の意義として

教養教育を掲げることには説得力があるが、強く動機づけされていない学習者が機械翻訳に依存してしまうことはおおいにありそうだ。こうした現実を考慮すれば「機械翻訳の使用を前提とした外国語学習」のあり方を模索することも必要ではないだろうか。

具体的に機械翻訳を使用する場合にどのような知識やスキルが必要となるだろうか。前提として、精度の高いニューラル機械翻訳が登場した現在でも「完璧な全自動機械翻訳は完成しない」ということが自然言語処理の分野では了解されていることを押さえておく必要がある。この前提に立つと、機械翻訳を使用する際に必要となる要素として、第一にアウトプットされた訳文の評価を行うことができる言語的知識が挙げられるだろう。次に、アウトプットにエラーがある場合やアウトプットをより使用目的に合致させる必要がある場合には、アウトプットを適切に編集(ポストエディット)するスキルが必要となる。さらに、より精度の高い

アウトプットを得るためにインプットを編集する(リエディット)ための知識やスキルも必要となってくるだろう。

「アウトプットの評価」・「ポストエディット」・「リエディット」といった人間に期待される行為を可能にするには、起点言語と目標言語の両方についてある程度の知識が要求される。「アウトプットの評価」と「ポストエディット」を目的とした外国語学習を考えた場合、既存の英語教育にある英文解釈や英文和訳・和文英訳などは十分に効果的であるように思われる。「リエディット」については、機械翻訳の仕組みとともにその得手不得手を理解する必要があるが、これはまだ外国語教育研究の範疇とな

っているとはいえない。この点については新たな研究領域として知見を深めていく必要があるだろう。

以上を踏まえると、「機械翻訳があるから英語を勉強する必要はあるのか」という疑問に対しては、「機械翻訳を使うからこそ英語を勉強する必要がある」ということになる。機械翻訳がどれほど高性能になろうとも、人は外国語学習から完全に解放されるわけではない。これは日本における機械翻訳開発の最前線にいる隅田英一郎氏の見解とも一致している。

(東京家政大学非常勤講師)

講演

日本の国際化の課題:女性活躍の視点から

橋本 ヒロ子

まず日本における男女格差の実態とその要因、格差をなくすための日本政府の政策を挙げ、国際的に国連が進めてきたジェンダー平等の動きを述べる。最後に女性活躍を阻害している新型コロナウイルス感染症の女性に対する影響を述べた。

1. 日本女性の活躍の状況と課題

日本女性の活躍が国際比較で遅れていることが、日本の国際的な地位を下げている大きな要因となっている。

特に遅れているのが政治参加で、世界経済フォーラムが毎年発表しているジェンダ

ーギャップ(男女格差)指数では、2021年の場合、156か国中147位である。日本より下位は、9か国しかない。次に男女格差が大きいのが経済力で、117位、教育は92位、保健・健康は65位である。経済力格差が大きい主な理由は、日本には女性に非正規雇用が多いこと、管理職に女性が少ないことなどが挙げられる。教育では、高等教育における女性割合の低さが主な要因となっている。日本女性の平均寿命は世界一長いのが、保健・健康指標の算出には、健康寿命が使われている。

このように、男女間格差が大きく女性が

活躍できないことが、日本の国際的な競争力を下げていると言える。しかし、国連など国際機関における日本人職員に限ってみると、女性職員の方が多く、管理職割合も男性よりも高い。国連は事務総長のイニシアティブで女性管理職を増やそうとしているが、日本人女性職員は頑張っている。実際、日本企業で働いていたが、自分の将来像が見えないため、退職して海外の大学院に進み国連職員になった女性国連職員も多い。

日本政府は、女性差別撤廃条約を1985年に批准し、男女雇用機会均等法、男女共同参画社会基本法(1999年)、配偶者暴力防止法(2001年)、女性活躍推進法(2015年)、政治分野における男女共同参画推進法(2018年、2021年改正)などを制定して、格差の是正を図っているが、なかなか進まない。日本社会では、「男は仕事、女は家庭」という高度経済成長期に強化された性別役割分業観がなかなか変わらないことが大きな要因と言える。性別役割分業観の根強さには保守的なメディアの役割が大きい。また、積極的に性別役割分業観を変えようとしていない教育も大きな課題と言える。

2. 国連が進めている女性活躍

国際的に女性の地位の向上を図っている国連女性の地位委員会は、1946年の設立以来、世界の女性の地位向上のための条約案作り、世界の女性の地位向上のための行動計画を作る世界会議の開催など進めてきた。ちなみに筆者は2011年から2017年まで同委員会の日本代表を務めた。合意制となっているため、女性の地位向上に積極的でない国に足を引っ張られて前向きな成果が挙げられない。

1995年に北京で開催された第4回世界女性会議で採択された北京行動綱領は、男女平等を勧める聖典とみなされている。北京行動綱領では、全ての領域、特に政府の政策におけるジェンダーの主流化を目指している。

しかし、行動綱領の実施を評価し、更なる前進のために新たな行動計画を作る世界会議は、後ろ向きな国際情勢の中で開催されていない。開催することにより、北京行動綱領よりも後退した内容を採択する危険性が高いためである。その中で、2000年に安保理で採択された第1325決議は、紛争下における女性に対する暴力撤廃、和平交渉における女性の参加などを定めており、安保理始まって以来の快挙と言える。日本政府も2015年に女性・平和・安全保障に関する行動計画を策定した。

2015年に国連会議で採択されたSDGs(持続可能な開発目標)では、ジェンダー平等は全部で17の第5目標である。SDGsの前文には、「SDGsは、ジェンダー平等とすべての女性と女兒の能力強化を達成することを目指す。」と書かれている。全ての目標は2030年までに達成することになっている。

3. コロナ禍における女性・少女：世界、日本

コロナ禍で世界的に、女性に対する家庭内暴力件数及び女性の失業者数の増加、日本ではさらに、女性・特に若い女性の自殺者数の増加がみられた。

発展途上国では、女子児童生徒が休校終了後、退学が増えるなど、女性・少女にとって厳しさが増した。一方、テレワークの普及

などにより、全体的に男性の家事・育児時間が増えた。ただ、日本男性の家事育児時間が国際的に極めて少ないという状況に大きな変化はない。

(国連ウイメン日本協会理事長、
十文字学園女子大学名誉教授)

第 79 回定例研究会報告

2022 年 3 月 12 日(土) 14:30 – 17:00

於：Zoom ミーティング

研究発表

日本の EFL 環境における英語発音指導の効果 —メタ分析の結果から—

上野 舞斗

本発表は、メタ分析を通じて、日本の EFL 環境における英語発音指導の効果を諸側面から明らかにしようとするものである。メタ分析とは、「同一のテーマについて行われた複数の研究結果を統計的な方法を用いて統合すること、すなわち、統計的なレビューのことである」(山田・井上, 2012, p. 1)。メタ分析を行うことで、当該領域の全体的な傾向を確認することができる。発音指導の研究は語彙指導や文法指導などの他領域に比べて後発的であると言われており、学習項目と学びやすさとの関係、指導方法等において多様な議論がなされている。外国語教育関連諸領域では 2000 年初頭から当該領域での研究成果を統合して評価するた

めにメタ分析が行われてきたが、外国語発音指導のメタ分析は 2010 年代半ば以降になってようやく行われるようになった。たとえば、Lee et al (2015) は 86 の外国語発音指導に関する研究を統合し、発音指導の効果が大きい ($d=0.83$) であることが明らかになった。この研究は、英語に限らない外国語の発音指導を対象にする広範な領域を対象にしたものである。では、しばしば特異とも評価される日本の EFL 環境における英語発音指導の効果はどのようなものになるだろうか。

メタ分析の分析対象の収集にあたっては、先行研究に則り、「英語 (English)」「発音 (pronunciation)」「日本 (Japanese)」

「指導 (instruction)」をキーワードとして指定した上、Educational Resources Information Center (ERIC), CiNii などに加えて、Google Scholar, 通常の Google 検索を使用した。当初対象にあがった文献は 100 を超えたが、本研究の目的に照らして最終的に 16 本にまで分析対象を絞った。分析対象から必要な数値を抽出した上 (1 つの文献内に複数の研究が存在する場合には複数使用)、ウェブサービス Langtest で統計処理を行った。過剰一般化を防ぐため、ランダム効果モデルを用いた。

結果として、全体の傾向は、英語発音指導の効果は中から大 ($d = 0.77 [0.49, 1.04]$) で、Lee et al (2015) や他領域のメタ分析 (文法指導、語彙指導など) とおよそ同程度の効果量が得られた。すなわち、日本の EFL 環境における英語発音指導の効果は一定認

められるといえる。また、個別の項目と発音指導との関係についても学習時間 (短: $d = 0.61$; 長: $d = 1.05$)、学習項目 (分節音: $d = 0.68$; 超分節音: $d = 0.90$)、テクノロジーの使用 (あり: $d = 0.59$; なし: $d = 0.83$)、フィードバック (あり: $d = 0.91$; なし: $d = 0.68$) の各項目において Lee et al (2015) と同じ傾向が確認された。本研究で新たに設定した指導の明示性については、暗示的な指導よりも明示的な音声指導のほうが効果がみられること (明示的: $d = 0.82$; 暗示的: $d = 0.49$) が明らかになった。

今後の課題として、(1) 分析対象の拡大、(2) 複数の分析者による評価・ラベルづけ、(3) 個別項目の射程拡大、(4) より洗練した手法の採用があげられた。

(四天王寺大学助教)

研究発表

国際バカロレアの教育手法を用いた英語教育の試み—現状と課題

吉野 康子
鈴木 誠

本発表は、埼玉県教育委員会の「令和 3 年度国際バカロレア教育等特色ある教育研究事業」の主担当である鈴木と運営協力委員の吉野の体験をもとに、日本の英語教育における課題や可能性を探ったものである。発表の流れとしては、吉野より国際バカロレア (IB) の概要、オーストラリア IB 校参観からの考察、鈴木より令和 3 年度の埼玉県の事業概要、IB 手法を活用した研究授業の報告と分析、考察を述べた。

1968 年開設の国際バカロレア (IB) は、2022 年 2 月の時点で、世界では 159 以上の国・地域に 5400 の認定校があるが、日本国内では、IB 認定校等は 175 校に過ぎず、文科省は、2022 年度に IB 認定校を 200 校にする目標を掲げている。まだ認知度は低い、「多様な文化の理解の尊重の精神を通じて、より平和な世界を築くことに貢献する、探究心、知識、思いやりに富んだ若者の育成」の理念は尊く、平和な世界を培うには

何より教育が重要だと考える。IB校は、その理念に通じるIB Learner Profile(IB学習者像)を常に可視化している。IBにはPYP(初等教育プログラム)、MYP(中等教育プログラム)、DP(ディプロマプログラム)、CP(キャリア関連プログラム)があるが、概念を重要視し、教科横断型で協働体制が不可欠であることは、PYPの段階から連動しており、正解を求める質問でなく、学び方を学び、深めていくというオーストラリアのIB教育の実例を紹介した。日本の学習指導要領の中で組み込む困難さはあっても、埼玉県教育手法の試みのように、IBの一部を取り入れる手法は、非常に有効だと考える。

埼玉県の「国際バカロレア等特色ある教育検討事業」では、国際バカロレア機構主催のワークショップ「言語B」(English B)を受講した教員による研究授業の報告を行った。発表では、IBのTeacher Support Manualに記されているEnglish Bの教育手法と学習指導要領の表記とを比較した。English Bでは、オーセンティックな教材を使用することや双方向型スキルを向上させること等が明記されており、授業を担当した教員はこうしたIBの手法をそれぞれ

の学校で授業に取り入れていた。例えば、答えが1つに定まらないような質問を投げかけ、生徒にグループ内で意見を交換させ、話し合ったことを踏まえてエッセイにまとめさせるという授業が見られた。また、ほとんどの教員がIB学習者像の「振り返りのできる人」を意識し、授業の最後に学んだことや感じたことを3つのフレーズ等で書かせる場面を設定していた。授業実践後のアンケートの記述回答からは、国際バカロレア教育の理念や手法に共感し、前向きに授業改善に取り組んだことがうかがえた。

新たな教育手法としてIBを積極的に試行していくことで教育効果を高めることが期待できる一方で、教職員全体でIBの理念や手法を共有し、日々の教育活動につなげていくには相当の時間と労力を有するであろう。IB教育に携わる人材をどう確保し育成していくかは大きな課題である。また、IBの教育理念や手法の一部でも全ての生徒に還元できる体制づくりも欠かせない。今後、こうした課題を踏まえ、多くの生徒がIB教育のメリットを享受できる策を考えていく必要がある。

(東京家政大学特任准教授・
埼玉県立和光国際高等学校外国語科教諭)

講 演

判決文における辞書の引用

小室 夕里

同性愛者の人権を考える上でランドマークとなる「府中青年の家事件」裁判において、自己の主張を正当化するために国語辞典に（法的）権威を持たせたり、国語辞典が本来担うべきではない責任を担わされる危険性があることに危機感を覚えたことがきっかけとなり、裁判と辞書、権威と辞書に関する研究に取り組んできた。本講演では、「府中青年の家裁判」において、国語辞典が果たした（または果たすことを求められた）役割について概観し、次に、米国の最高裁判所における辞書使用についての先行研究を紹介、最後に、日本の裁判所における辞書使用に関する調査結果を報告し、結果から導き出される仮説を提示した。

「府中青年の家裁判」において、被告側は、支配的な言説（＝異性愛中心主義）を反映した『イミダス』や『広辞苑』第3版を根拠に自らの差別を正当化しようとした（マリィ 1998）。原告側は、『広辞苑』等における「同性愛」の定義の改正に尽力し、『広辞苑』第4版では定義が中立的なものに改善された。裁判所は、第一審・控訴審の両方において、同性愛者の施設利用権利を不当に奪ったことの違法性を認めており、この司法判断は、辞書の記述を根拠にするものではなかった。と同時に、『イミダス』『知恵蔵』『広辞苑』『大辞林』といった参考図書に、社会通念が反映され

るとみなしているように見えた。

米国においては、辞書を司法的な判断の根拠とすることに関する研究が多くなされている。最高裁判所の判決文における辞書使用を分析、批判する Brudney & Baum (2013) は、最高裁における辞書使用の増加を報告し、その背景には、textualism（文理主義）の影響があると説明している。また、辞書の使い方が極めてその場限りで主観的であり、辞書への依存は、辞書が司法または立法の世界とは異なる別の中立的な基準として裁判官に魅力的な道具に映るためと分析している。鳥飼（2012）は、このような傾向に対して、「仮に、今後とも裁判官が自己の司法判断の根拠として辞書の語義に頼ることが続けば、司法の重要な部分を裁判官ではなく辞書編集者が担うことになりはしないであろうか。（中略）辞書の語義に判決の論拠を求めるべきではない」と主張している。そして、Tobia (2020) は、条文を解釈する際に（法律家ではない）普通の人ができるであろう解釈を求めて辞書を参照するが、この前提がそもそも正しいのかを検証し、どのような文脈においても通用する「普通の意味」などというものは存在せず、辞書にその記述があるわけではない、と結論づけている。

日本の裁判所においては、辞書が濫用されてはいないかどうか、裁判所ウェブサイトの「裁判例検索」システムを用いて調査を

行った。調査の結果、(1) 広辞苑は国語辞典の代名詞的存在であること、(2) 日本の裁判において辞書を引用する際には、圧倒的に『広辞苑』が用いられていること、が明らかになった。また、裁判所が辞書を参照する目的は、(1) 条文におけることばの解釈、(2) 証拠（証言）等におけることばの解釈、(3) 証拠（証言）等における難解語の意味説明、(4) ある文字や言葉の普遍性の判断、の4つのパターンが観察されることが分かった。そして、日本の裁判所による国語辞典の使用に関して以下のような仮説を示した：

1. 条文の解釈においては、ある語が一般的にどのように解釈されるかについて国語辞典を参照するが、その語またはその条文の法的意味を第一として、総合的な解釈がされ、辞書に法的権威を持たせてはいない。文理解釈がより強く求められる場合においても、同様である。
2. 証拠（証言）の解釈においては、ある語が一般的にどのように解釈されるかについて国語辞典を参照し、辞書の記述により判断がなされる場合がある。しかし、文脈等から切り離れた極端な文字解釈はなされていない。
3. ある語が商標法で登録の対象外となっている「普通名称」であるか否か、ある語・字の普遍性を確認するために、国語辞典を参照している。参照すべき辞典や参照の仕方に注意が必要とされるが、国語辞典を信頼する判断基準と

して用いることに問題がない使用の仕方であるといえる。

しかしながら、非常に小さなサンプルに基づく仮説であり、仮説の検証には量的な研究が今後必須となる。

(中央大学教授)

事務局だより

1. 会費納入・名簿整理について (重要)

2022年度の会費の納入をお願いいたします。本学会では2020年度より会費納入は銀行振り込みに限らせていただいております。なお、お振込みにかかる手数料は会員皆様のご負担になりますので、ご了承ください。お振込み時に発行される「控」が領収書に代わるものとなりますので、改めて領収書は発行いたしません。研究費処理などで問題が生じた場合には、本学会HPの「会則」第5条をご覧ください。できれば幸いです。

<http://language.sakura.ne.jp/ajelc/doc/kaisoku.pdf>

書面での領収書が必要な場合は、事務局までご連絡をお願いいたします。

一般会員 4,000 円
学生会員 1,000 円 (院生を含む)
賛助会員 8,000 円

銀行口座：三菱UFJ銀行
国分寺支店 普通 0132870
口座名：日英言語文化学会事務局

2. 名簿記載事項について (重要)

名簿記載事項に変更がある方は、事務局までお知らせください。特にメールアドレスを変更されている場合は、すぐに事務局(ajelc@hotmail.co.jp)までお知らせください。事務局から案内やNewsletterをお送りするたびに、宛先不明で戻ってきちゃうメールが複数ございます。ご本人からお申し出がない限り、新しいアドレスにお送りすることができません。どうぞご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

3. 第17回年次大会

第17回年次大会を次の要領で開催いたします。

日時：2022年6月11日(土) 13:00-17:00
場所：Zoom

13:00 開会の辞

13:00 会長挨拶

13:10-14:40

基調講演1

「文学作品も英語学習に：英語文体論的観点から考える作品の味わい方」
倉林秀男 (杏林大学教授)

14:50-16:20

基調講演2

「新しい学習指導要領と観点別学習状況の評価」

馬場哲生 (東京学芸大学大学院教授)

16:30 閉会挨拶・諸連絡

16:35-17:05 会員総会

17:05-18:05 情報交換会

*ZoomのURL等は後日、メールにて送付いたします。

4. 定例研究会での発表者・講演者募集

定例研究会は、3月、9月、12月の年3回実施で、発表者および講演者を随時募集しております。自薦他薦は問いませんので、事務局までお知らせください。なお、発表は会員の方に限ります。

5. AJELC 紀要掲載論文等の他の自著等への転載について (重要)

本学会の紀要に掲載された論文を会員が他のご自分の著作物に転載(AJELC紀要に掲載されたのち多少の修正を加えたものも含む)する場合は、特に問題が生じる場合を除き、以下に示した条件のもと紀要委員会の承認を経て許可するものとします。

- 1) 転載先の冒頭または末尾等に、「この論文は、20xx年x月発行の日英言語文化学会紀要第〇号に初収されたもの(に著者が筆を加えたもの)である」等の断り書きを明示すること。
- 2) 転載前に事務局を通じてメール等にてAJELC紀要委員会に転載の願出をすること。(書式は自由。ただし、転載先、おおよその発行時期、改変の有無および程度等具体的に知らせるこ

と。)

☆これまでAJELC宛に転載の許可申請を済ませている方は、その分までは紀要委員会等で検討済みで、許可することになっておりますので、改めてご申請いただく必要はありません。

訃報

遠藤雪枝先生(静岡英和学院大学准教授)が2022年4月15日に急逝されました。2005年に本学会が研究会として設立時より運営に携わっていただき、2020年度からは、運営委員長としてご尽力いただいております。謹んでお悔やみ申し上げます。

編集後記

新緑の輝く季節となりました。今回も、先生方のご協力により、無事にニューズレター63号を発行することができました。新年度でご多忙の中、原稿をお寄せいただきました先生方に心より感謝申し上げます。昨今の戦争での痛ましい映像を見ると、恒久平和を願ってやみません。コロナの状況も相変わらずではありますが、引き続き皆さまもご自愛くださいませ。(C.Y)

AJELC Newsletter 第63号

2022年5月15日 発行

発行人: 小川 貴宏

編集: 日英言語文化学会(AJELC) 広報通信委員会 水澤祐美子・山崎千春・青木理香・江連敏和

発行所: 日英言語文化学会

(〒120-0045 東京都足立区千住桜木2-2-1 帝京科学大学 馬場千秋研究室内)

E-mail: ajelc@hotmail.co.jp